

平成 31 年 2 月 6 日

第 1 回南知多町議会臨時会会議録

1 議 事 日 程

2月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長所信表明
- 日程第4 提出案件の概要説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（名古屋市内における交通事故））
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（名古屋市内における交通事故））
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（山海地区内における交通事故））
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号））
- 日程第9 議案第2号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長 石黒和彦 副町長 北川眞木夫

総務部長	中川昌一	総務課長	大岩幹治
検査財政課長	山下忠仁	防災安全課長	内田純慈
税務課長	神谷和伸	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	山下雅弘	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主	幹	大久保美保
--------	------	---	---	-------

[開会 10時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を2月臨時町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、小嶋完作議員、5番、内田保議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 町長所信表明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長所信表明を行います。

町長から所信表明の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

3月定例町議会を前に臨時議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、御出席をいただきました。深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、3期目の町長就任に当たりまして、町政運営に対する私の所信の一端を述べさせていただきますたく存じます。

このたびの選挙におきまして、町民の皆様、議員の皆様方の力強い御支援、そして温かい励ましをいただきまして、3期目の町政運営の負託を賜りました。改めて、1期目、2期目にも増して、その責任の大きさ、重さを感じており、身の引き締まる思いでございます。

平成23年の1期目就任以来、2期8年を通しまして、私はこの町を取り巻く大きな危機を感じてまいりました。

その1つ目は、人口の危機でございます。少子・高齢化と人口減少は、この町が誕生して以来の半世紀にも増しての地域の課題でございます。2つ目は、産業の衰退によります地域経済の縮小という産業の危機でございます。3つ目でございますが、風水害や地震津波などの自然災害の危機でございます。4つ目が、一斉に老朽化の進む町の施設や社会基盤など、公共施設の危機でございます。

今までに、1つ目の人口の危機に対しましては、子育て環境の向上を図りながら移住定住対策を進めてまいりました。

2つ目の産業の危機におきましては、農漁業をはじめ、産業基盤の整備を進めるとともに、6次産業化、ブランド化などを取り組んでまいりました。

そして、3番目の自然災害の危機につきましては、任期中に東日本大震災を経験し、避難路や防災拠点整備に多くの時間、労力を費やし、全力を注ぎ対応をしてまいりました。

そして、最後の4番目の公共施設の危機に対しましては、公共施設総合管理計画を策定し、その対策の第一歩を踏み出したところでございます。これらの危機に対し、私なりに精いっぱい取り組んでまいりました。しかし、そこには人口減少対策として地域の再生に取り組んだ「空き家バンク」「ウミひとココロ」プロモーション事業などなどの移住定住促進事業も、空き家所有者の方をはじめ、多くの地域の方々の力添えを賜りま

した。防災減災対策も一つずつ拠点施設を整備し、避難路整備や自主防災体制を前進させてこられたのも皆様の理解と協力のたまものでございます。

こうしたいずれの事業も、さまざまな団体、企業、そして各地域の方々など、多くの皆様の御理解と御協力によって進めることができたものばかりでございます。この8年で地域や産業、そして町民の方々との距離は近づき、連携は確実に深まってきていると感じております。この連携のきずなは、私たちの将来にとってかけがえのない宝であり、財産であると考えております。

今、3期目の入り口に立ち、この町の将来を見渡せば、福祉、医療、介護、産業、環境、防災、そして消防、教育、それぞれにおきまして、あらゆる分野で財政需要は高まるばかりでございます。さらに、町が保有する公共施設の老朽化は限界に近づきつつあると、そういう状況であると認識をいたしております。新年度には、町の最も基本的な計画である次期総合計画の策定準備に着手をさせていただきます。今こそ皆様と力を合わせ、一体感を持って次の4年間と、さらにその向こうに続く進むべき道を描いていかななくてはならない、その決意のもと、平成31年1月23日、3期目の扉を明け、行政運営のスタートをさせていただきました。この町のよさと特性を生かしながら、将来にわたって持続可能な町となるよう引き続き全力で努力をしてまいります。

ここで、私が描くこの町の姿をお示しさせていただきます。

南知多町が南知多町らしく光輝く町であり続けるための要素として、1つ目の姿は、住む人々相互の理解と共感によりまして、地域や産業、そして世代間での交流と連携が活発な生き生きとした「交流の町」であります。

この町は古くから保養地であり、観光地として多くの人と物が集まる交流と交易の地でありました。地域を超えて産業と年代が交わり、広く文化と経済の交流拡大をさらに進めてまいります。

2つ目の姿は、さまざまな人、仕事、生き方が調和した地域の「多様性豊かな町」であります。

昭和36年に5カ町村の合併で誕生した本町は、今もそれぞれの地域がそれぞれの文化、産業、生活様式など豊かな特色を持ち続けています。この町の豊かな人情とともに、この地域の多様性がさまざまな人々の働き方、生き方の基盤となっています。誰にでも暮らしやすい多様性あふれる豊かな町を目指してまいります。

そして、3つ目の姿は、将来にわたる安全な社会基盤と連帯感と強いきずなで結ばれ

た地域の方で、人と物の両面でリスクに強い「強靱化の町」であります。

地震津波や風水害など自然災害に対する防災・減災対策は、海に面し、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された本町にとりまして、最優先課題の一つでございます。同時に、住民生活、教育等に深くかかわる公共施設の耐久性を高め、適切な管理を継続していくことも、安全な教育や安全な生活環境の提供になくはならないものでございます。これからも手を緩めることなく、安全で強靱なまちづくりを地域の皆様と力を合わせて推進してまいります。

交流の町、多様性の町、そして強靱化の町こそ持続可能な都市、南知多であり、このような姿を目指し、私の持てる経験と力の全てを振り絞り、全力でこの町を思う人々の心に応えてまいりたい、そう思っております。

町民の皆様、議員各位の今後のより一層の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長所信表明を終わります。

日程第4 提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第4、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは本日、臨時議会で審議いたします案件は、専決処分の報告3件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ2議案でございます。

それでは、提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告につきましては、名古屋市内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をすることにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第3号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字山海地区内で発生した交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告す

るものであります。

議案第1号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

専決処分の内容としましては、海底送水管の漏水修繕に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとのものです。

予算の内容としましては、収益的支出を2,102万8,000円増額し、7億7,578万2,000円とするものであります。

議案第2号は、平成30年度南知多町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,278万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ76億3,367万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、教育費2億3,278万円を追加するものであります。また、歳入におきましては国庫支出金3,987万2,000円、繰越金5,980万8,000円及び町債1億3,310万円をそれぞれ追加するものであります。

これにあわせまして、小学校普通教室空調機器設置事業、中学校普通教室空調機器設置事業、内海中学校万年塀改修事業につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用するため、繰越明許費の補正措置をお願いするものであります。また、これらの事業に充当する財源としまして地方債の追加をお願いするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（名古屋市内における交通事故））

○議長（藤井満久君）

日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（名古屋市内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

2枚目をごらんください。

専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

名古屋市内で発生した交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成30年12月12日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成30年10月15日午後7時ごろ、職員が公用車で勤務先の駐車場から右折して道路へ出ようとした際に、左方向の確認を怠り、同方向から直進してきた相手方のバスの右側面に接触し、車両を損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は23万8,425円でありまして、和解の内容は、町は相手方に対し、事故に係る修理代を損害賠償の額として支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（名古屋市内における交通事故））

○議長（藤井満久君）

日程第6、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（名古屋市内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

2枚目をごらんください。

専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

名古屋市内で発生した交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成30年12月12日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、先ほど報告第1号で説明させていただきました名古屋市内で発生した交通事故におきまして、バスを運休させてしまったため、代替輸送としてタクシーを利用したものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は2,100円でありまして、和解の内容は、町は相手方に対し、代替輸送代を損害賠償の額として支払うものでございます。

以上で報告を終わります。今後につきましても、職員の交通安全には十分心がけるよう指導に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（山海地区内における交通事故））

○議長（藤井満久君）

日程第7、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（山海地区内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

報告第3号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

2枚目をごらんください。

専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字山海地区内で発生しました交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成31年1月10日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手側につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成30年11月16日午後3時20分ごろ、スクールバスの運転業務委託業者の運転手が児童下校時の運転業務中に狭小道路上におきまして、前方から車が来たため相手方所有の駐車場内にバスを退避させました。その際に、後方確認を怠ったため相手方所有の看板に接触し、看板を破損させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は8万7,912円でございます。和解の内容は、相手側に対し、事故に係る修理として、上記損害賠償の額を支払うものでございます。

以上で報告を終わります。今後におきましても、安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号））

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として第1款水道事業費用を2,102万8,000円増額し、その総額を7億7,578万2,000円とするものであります。今回の補正予算につきましては、先月発生した日間賀島一佐久島間の海底送水管漏水事故における緊急修繕工事及び調査の費用を増額補正するものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費を2,102万8,000円増額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第2号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第2号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（北川真木夫君）

議案第2号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,278万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,367万2,000円とするものであります。

第2条に、予算の執行に当たり、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

3. 歳出です。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は1億3,201万円の増額補正であります。これは、小学校普通教室空調機器設置工事に係る工事監理委託料及び工事費であります。

次に、下の表、第3項中学校費、1目学校管理費は1億77万円の増額補正であります。これは、内海中学校万年塀改修工事及び中学校普通教室空調機器設置工事に係る工事監理委託料及び工事費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

2. 歳入です。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は3,987万2,000円の増額補正であります。これは、9月議会第2号補正予算で補正させていただきました豊浜小学校コンクリート塀改修工事及び歳出で御説明しました内海中学校万年塀改修工事、小学校及び中学校普通教室空調機器設置工事に対する臨時特例交付金であります。

次に、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は5,980万8,000円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

次に、20款町債、1項町債、8目教育債1億3,310万円の増額補正であります。こちらも豊浜小学校コンクリート塀改修工事、内海中学校万年塀改修工事、小学校及び中学校普通教室空調機器設置工事に対する財源として町債を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、3ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。

小学校普通教室空調機器設置事業、中学校普通教室空調機器設置事業、内海中学校万年塀改修事業について、年度内に事業が完了しないため翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置であります。

次に、4ページをごらんください。

第3表、地方債補正の表であります。

歳入の20款町債にて御説明させていただきました地方債の追加で、教育債1億3,310万円の増額補正であります。

次に、一般会計の地方債残高は、この補正予算書の12ページにありますのでごらんいただきたいと思えます。

表の一番下段の右端になります。

平成30年度末現在高見込み額は68億3,465万7,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

先ほどちょっとお聞きするのを忘れてしまったのでお願いします。

エアコン設置に向けて、要するに教育委員会、当局としては、大体1台幾らを見積もって想定して立てられたのかということをご伺いしたいと思えます。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

ただいまの内田議員の御質問に対しての御説明であります。

今回、入札が後で控えておりますので、金額については申し上げにくいところがございます。今回の空調機器の単価につきましては、公共建築事業の単価表など刊行物の単価設定がないために、3者の業者から見積もりをいただきました。それにより単価を作

成しました。その単価に実勢価格を求めるために掛け率を設定いたしまして、その掛け率を最低値の見積もり価格に乗じることによりまして、工事費の積算に当たっての空調機器の単価を決めさせていただいております。単価については、ここで公表するのはちょっと避けたいと思っております。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

わかりました。できるだけ有利な契約でやっていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成31年第1回南知多町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[閉会 11時00分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 小 嶋 完 作

署 名 議 員 内 田 保